

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

10月から下半期となります。10月1日から大仙市を皮切りに下半期の責任者講習を始めています。来年1月の秋田市まで、計14回を実施する予定です。情勢的にはコロナ禍がある程度落ち着いて来ていますので、暴力団の活動も徐々に始まり、シノギも活発化するのではないのでしょうか？

10月号では、「具体的な対応要領」としての「対応の人数」について説明させていただきますが、この時期に1度区切りとしてバックナンバーの確認をすることも有意義だと思います。

不当要求を受けた場合は、すぐに当県民会議に相談をして、堅実な対応に努めましょう。

具体的な対応要領(その4～対応の人数・Q&A)

1 具体的な対応要領 (4) 対応の人数

○ 聴取と書記等複数人が役割を分担して対応することが効果的

・ 複数対応の一番のメリットは、相手方の威圧に対して対応者側が心理的に心強く思えるということ。クレーム対応では、相手側からこちらの予想を超えた対応をされることが多く、とっさの機転が求められるが、心理的に落ち着けることは無視できないメリットと言える。

Q 相手方が、挑発し、揺さぶりをかけてきた場合は？

A 相手方が**対応者を興奮させ、暴言を吐かせようとしても、複数で対応**していれば、一人が割って入ることで、**助け船を出す**ことができる。

Q 相手方が故意に会話の内容をねじ曲げてきた場合は？

A 相手方が後から「お前はこう言った。」等と**自分に都合のいいようにねじ曲げて来ても**、複数対応していれば**お互いに支え合う**ことができる。

Q 「お前らでは話にならない」等とトップとの交渉を求められた場合は？

A **組織のトップが対応すると即応を求められる**こととなるため、トップが対応すべきではなく、「この件は**私が窓口になって対応**することになっています。」等と**説明し拒絶する**。

Q それでも納得しない場合は？

A 「私が窓口になることに、ご了解頂けないようであれば、**お引き取りください。**」と**面談を終了する**。

< 暴追 ～ 平成30年10月に全国5,000社を対象にアンケートを行い、
回収数1,598通に基づく結果 ～ >

1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、33社。

2 不当要求の相手方について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社が相手方をどのように認識したかを見ると、「暴力団員ではないが、暴力団と何らかの関係を有する者」が13社と最も多い。以下「政治活動標榜ゴロ」11社、「社会運動標榜ゴロ」9社、「暴力団員」8社。

3 不当要求の内容について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、不当要求行為の内容を見ると、「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」が11社と最も多い。

